

第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例

伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和44年2月25日

条例第1号

| | | | | |
|----|-------------|-------|------------|-------|
| 改正 | 昭和46年12月25日 | 条例第2号 | 平成14年4月1日 | 条例第4号 |
| | 昭和47年12月25日 | 条例第1号 | 平成14年8月16日 | 条例第7号 |
| | 昭和53年3月25日 | 条例第2号 | 平成15年4月1日 | 条例第1号 |
| | 昭和62年4月1日 | 条例第1号 | 平成17年4月1日 | 条例第4号 |
| | 平成2年4月1日 | 条例第1号 | 平成18年3月28日 | 条例第5号 |
| | 平成3年4月1日 | 条例第1号 | 平成28年3月31日 | 条例第5号 |
| | 平成10年4月1日 | 条例第1号 | | |

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の区分)

第2条 特殊勤務手当は次のとおりとする。

- (1) し尿処理等の汚物取扱作業従事職員の特殊勤務手当
- (2) から (6) まで 削除
- (7) 伊那中央病院勤務職員の特殊勤務手当

(し尿等の汚物取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

第3条 し尿等の汚物取扱作業に従事する職員に支給する。

第4条及び第5条 削除

第5条の2から第5条の4まで 削除

(伊那中央病院勤務職員の特殊勤務手当)

第5条の5 伊那中央病院勤務職員に支給する。

(特殊勤務手当の支給)

第6条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項は組合長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 伊那中央保健衛生施設組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和38年条例第10号）は、この条例施行日から廃止する。
- 3 この条例は、伊那中央保健衛生施設組合一般職の給与に関する条例（昭和38年条例第9号）で準用する伊那市一般職の給与に関する条例（昭和29年伊那市条例第21号）第5条に規定する給料表の給料に組入れられ、又は同条例第11条の規定により給料の調整が

第5編 伊那中央行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例

行われるまでの間効力を有するものとする。

附 則（昭和46年12月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年11月1日から適用する。

附 則（昭和47年12月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月25日条例第2号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する、

附 則（平成14年4月1日条例第4号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月16日条例第7号）

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第1号抄）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。